

雇児発1219第1号
社援発1219第16号
平成26年12月19日

各都道府県知事
各指定都市市長
各中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

社会・援護局長

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令等の公布について（通知）

このたび、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「整備法」という。）第8条及び第73条の規定に基づき、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第404号。以下「経過措置政令」という。）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第七条第一項等に規定する事情に関する省令（平成26年厚生労働省令第140号。以下「経過措置省令」という。）を制定し、本日、公布され、その一部が施行されました。

条文等の関係資料は、内閣府の子ども・子育て支援新制度ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

経過措置政令及び経過措置省令の内容は下記のとおりですので、各都道府県知事、各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の市区町村並びに関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配意願

います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 児童福祉法の一部改正に伴う経過措置

(1) 児童手当法の規定の適用についての技術的読替え（経過措置政令第1条関係）

整備法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「新児童福祉法」という。）第56条の規定により新設された代行徴収について経過措置が置かれたことから、整備法による改正後の児童手当法（昭和46年法律第73号）第21条第2項及び第22条第1項に定める市町村の当該代行徴収についても、同様の経過措置が適用されるよう、技術的な読替えを行うこと。

(2) 保育所の設置の認可に関する認可等の要件に関する経過措置（経過措置政令第2条関係）

保育所の設置の認可の申請をする者の法的安定性及び予見可能性を保護するため、児童福祉法における保育所の設置の認可に係る欠格事由の新設に伴い、行為時に適法であった過去の行為について、欠格事由の適用による不利益が及ぶことを避けるため、新設の欠格事由は、整備法の施行後に行為を行った者について適用することとすること。

そのため、新児童福祉法に基づく保育所の認可の申請に係る欠格事由については、施行日前に欠格事由に該当する行為を行った者について適用しないことに留意すること。

(3) 準備行為（経過措置政令第3条関係）

整備法の施行日前においても、地方公共団体が、条例の制定等、整備法の施行のために必要な準備行為をすることができる旨規定すること。

なお、新児童福祉法に基づく認可については、施行日前に認可をすることはできないことに留意すること。

(4) 条例の制定に関する経過措置（経過措置政令第4条関係）

家庭的保育事業等の認可基準等については、地方公共団体が条例により定めることが必要となるが、新制度施行時において、施行日から起算して一年を超えない期間内において当該条例が制定施行されるまでの間は、厚生勞

働省令で定める基準（※）を条例で定める基準とみなす旨の経過措置を規定すること。

（※） 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）

2. 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置

（1） 経過措置を規定する趣旨について

幼保連携型認定こども園については、「子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律並びに子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について」（平成24年8月31日付府共生第678号・24文科初第616号・雇児発0831第1号）第二第2の7（2）のとおり、単一の設置主体によって運営される必要がある。

このため、社会福祉法人が経営する保育所又は幼稚園が学校法人に事業譲渡され、当該学校法人がこれらの施設を経営することとなる場合や、学校法人が経営する保育所又は幼稚園が社会福祉法人に事業譲渡され、当該社会福祉法人がこれらの施設を経営することとなる場合、さらに、これらの施設を基として社会福祉法人又は学校法人が幼保連携型認定こども園を経営する場合等が想定される。

社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号。以下「共済法」という。）は、社会福祉法人が独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と退職手当共済契約を締結し、その経営する共済契約対象施設等（※）に従事する職員の退職手当給付を行う制度であり、今般の幼保連携型認定こども園への移行に伴う事業譲渡等により、施設の経営主体に変更が生じることから、所要の経過措置を設ける必要がある。

（※） 児童福祉法第35条第4項の規定による認可を受けた保育所等のほか、整備法第29条による共済法の改正により、新たに幼保連携型認定こども園が対象に追加される予定。

（2） 定義規定（経過措置政令第5条関係）

経過措置政令第6条及び第7条に規定する経過措置に関し、「元公布時社福経営共済施設」、「公布時学法経営旧保育所」等の用語の定義を規定すること。

（3） 社会福祉法人が経営する共済契約対象施設等であった保育所等を学校

法人が経営する場合に関する経過措置（経過措置政令第6条関係）

幼保連携型認定こども園を設置するため、社会福祉法人から学校法人に保育所又は幼稚園の設置主体が変更される場合において、当該社会福祉法人の使用していた職員が退職手当共済契約の被共済職員であった場合、設置主体の変更により当該職員は退職手当共済制度の対象から外れ（共済法第2条第5項）、退職手当金の算定基礎となる勤続年数が継続されないことになる。

このため、幼保連携型認定こども園を設置するため、社会福祉法人から学校法人に保育所又は幼稚園の設置主体が変更される場合において、当該社会福祉法人の使用していた職員が退職手当共済契約の被共済職員であった場合、当該職員（※）に関し、当該学校法人を機構と退職手当共済契約を締結することができる経営者とみなすものとする。

（※）学校法人のうち、この経過措置により共済契約を締結した後、当該共済契約を解除し又は解除されたものに使用される職員である場合を除く。

- （4） 学校法人が経営していた保育所等を退職手当共済契約を締結している社会福祉法人が経営する場合に関する経過措置（経過措置政令第7条及び経過措置省令関係）

退職手当共済契約を締結している社会福祉法人の経営する共済契約対象施設等については、その業務に常時従事することを要する職員は全て当該退職手当共済契約の被共済職員となることとされている（共済法第2条第11項）。この場合、幼保連携型認定こども園を設置するため、学校法人から社会福祉法人に保育所又は幼稚園の設置主体が変更される場合において、学校法人の使用していた職員のうち、各都道府県において組織されている私立学校退職金団体の実施する退職手当資金給付事業の対象となっている者等についても、新たに退職手当共済契約の対象としなければならないこととなる。

このため、社会福祉法人の経営する保育所又は幼稚園（これらを基として幼保連携型認定こども園の設置の認可があったものとみなされる場合又はこれらを廃止して幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けている若しくは受けようとする場合に限り。）及び幼保連携型認定こども園に従事する職員のうち、学校法人に使用されていた職員であって、次の事情により当該社会福祉法人に使用されることになった者については被共済職員でないものとするものとする。

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定による認可を受けた幼稚園の廃止及び設置者の変更
- ② 児童福祉法第35条第12項（※）の規定による承認を受けた保育所の休止又は廃止

（※）保育所の休止又は廃止については、整備法による改正により児童福祉法第

35条第7項から同条第12項に改められる予定。

(5) その他

この経過措置の対象となる共済契約者に対しては、機構から具体的な手続等について連絡を行う予定であること。

なお、「子ども・子育て支援新制度の施行に伴う私立学校退職金団体の退職手当資金給付事業の取扱いについて（依頼）」（平成26年12月19日26高私行第10号）により、（4）により被共済職員とならない職員について、私立学校退職金団体の退職手当資金給付事業の対象とし、勤続年数を通算できるよう、私立学校退職金団体の規程改正が文部科学省から各都道府県私学主管部局に対して依頼されていること。

これらにつき、機構及び各都道府県私学主管部局と協力の上、この経過措置に基づく退職手当共済契約の締結や、私立学校退職金団体の退職手当資金給付事業等が円滑に実施されるよう留意願いたい。

3. 施行期日

(1) 経過措置政令

整備法の施行の日

ただし、第3条（新児童福祉法を施行するための準備行為）及び第5条から第7条まで（幼保連携型認定こども園に係る社会福祉施設職員等退職手当共済法の適用に関する経過措置等）の規定は、公布の日。

(2) 経過措置省令

公布の日

[参考] 内閣府 子ども・子育て支援新制度ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>

(添付資料)【参考資料1】経過措置政令及び経過措置省令の条文（官報掲載版）

【参考資料2】読替表

【参考資料3】第6条・第7条の参考資料

【参考資料4】「子ども・子育て支援新制度の施行に伴う私立学校退職金団体の退職手当資金給付事業の取扱いについて（依頼）」（平成26年12月19日26高私行第10号）

本件担当：

（経過措置政令第1条～第4条関係）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（代表）内線 7920

FAX：03-3595-2674

（経過措置政令第5条～第7条及び事情省令関係）

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

TEL：03-5253-1111（代表）内線 2865

FAX：03-3591-9898

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年十二月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四百四号

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第八条及び第七十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童手当法の適用についての技術的読替え）
第一条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第八条の規定による整備法第三十六条の規定による改正後の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下この条において「新児童手当法」という。）第二十一条及び第二十二条の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える新児童手当法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条第二項	児童福祉法	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十七号）第八条の規定により読み替えられた児童福祉法（次条第一項において「読替え後の児童福祉法」という。）

第二十一条第一項	同条第八項	読替え後の児童福祉法第五十六条第八項
同法	同法	児童福祉法
同条第三項		児童福祉法第五十六条第三項

（保育所の設置の認可の要件に関する経過措置）
第二条 整備法第六条の規定による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「新児童福祉法」という。）第三十五条第五項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、整備法の施行の日（以下本則において「整備法の施行日」という。）以後にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は整備法の施行日以後にこれらの規定に規定する行為を行った者について適用する。

（準備行為）
第三条 新児童福祉法を施行するために必要な条例の制定又は改正、新児童福祉法第二十四条第三項の規定による調整及び要請、新児童福祉法第三十四条の八第二項の規定による届出、新児童福祉法第三十四条の十五第二項の認可の手続、新児童福祉法第三十五条第四項の認可の手続（新児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所に係るものに限る。）、新児童福祉法第五十六条の八第一項の規定による指定の手続その他の行為は、整備法の施行日以前においても行うことができる。

（条例の制定に関する経過措置）
第四条 整備法の施行日から起算して一年を超えない期間内において、次の各号に掲げる規定に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、当該各号に定める規定に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該市町村の条例で定める基準とみなす。

- 一 新児童福祉法第三十四条の八の第二項 同条第二項
- 二 新児童福祉法第三十四条の八の第二項 同条第二項
- （定義）
- 第五条 この条から第七条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 旧児童福祉法 整備法第六条の規定による改正前の児童福祉法をいう。
- 二 旧共済法 整備法第二十九条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第五十五号）をいう。
- 三 新共済法 整備法第二十九条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法をいう。
- 四 新認定こども園法 一部改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）をいう。
- 五 一部改正法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）をいう。
- 六 旧保育所 旧児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所をいう。
- 七 新保育所 新児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所をいう。
- 八 学校法人 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。
- 九 社会福祉法人 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。
- 十 経営者 社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第五項に規定する経営者をいう。
- 十一 共済契約対象施設等 社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第八項に規定する共済契約対象施設等をいう。
- 十二 共済契約 社会福祉施設職員等退職手当共済法第一条第九項に規定する退職手当共済契約をいう。
- 十三 共済契約者 社会福祉施設職員等退職手当共済法第一条第十項に規定する共済契約者をいう。
- 十四 被共済職員 社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第十一项に規定する被共済職員をいう。

十五 幼保連携型認定こども園 新認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(みなし幼保連携型認定こども園を除く。)をいう。
 十六 幼保連携施設 一部改正法附則第三条第一項に規定する幼保連携施設をいう。
 十七 みなし幼保連携型認定こども園 一部改正法附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園をいう。

十八 元公布時社福経営共済施設 次に掲げる施設をいう。
 イ 学校法人が廃止された旧保育所(この政令の公布の際現に社会福祉法人が旧児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けているものに限り、)の施設を利用して整備法の施行日前に同項の規定による認可を受けて経営を開始する旧保育所のうち、当該学校法人がその経営を開始する日の前日において当該廃止された旧保育所が当該社会福祉法人が経営する共済契約対象施設等であったもの

イ 学校法人が整備法の施行日前に学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条第一項の規定による認可を受けて経営を開始する幼稚園(この政令の公布の際現に社会福祉法人が同項の規定による認可を受けているものに限り、)であって、当該学校法人がその経営を開始する日の前日において当該社会福祉法人が経営する共済契約対象施設等であったもの
 十九 公布時学法経営旧保育所 この政令の公布の際現に学校法人が旧児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けている旧保育所をいう。
 二十 公布時学法経営幼稚園 この政令の公布の際現に学校法人が学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けている幼稚園をいう。

二十一 元施行時社福経営共済施設 次に掲げる施設をいう。
 イ 学校法人が廃止された旧保育所(この政令の公布の際現に社会福祉法人が旧児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けているものに限り、)の施設を利用して整備法の施行日後に新児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けて経営を開始する新保育所のうち、整備法の施行日の前日から当該学校法人がその経営を開始する日の前日までの間、当該廃止された旧保育所が当該社会福祉法人が経営する共済契約対象施設等であったもの
 ロ 学校法人が整備法の施行日以後に学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けて経営を開始する幼稚園(この政令の公布の際現に社会福祉法人が同項の規定による認可を受けているものに限り、)であって、整備法の施行日の前日から当該学校法人がその経営を開始する日の前日までの間、当該社会福祉法人が経営する共済契約対象施設等であったもの

二十二 元公布時学法経営施設 次に掲げる施設をいう。
 イ 社会福祉法人が廃止された旧保育所(この政令の公布の際現に学校法人が旧児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けているものに限り、)の施設を利用して整備法の施行日前に同項の規定による認可を受けて経営を開始する旧保育所のうち、この政令の公布の日(以下「公布日」という。)から当該社会福祉法人がその経営を開始する日の前日までの間、当該廃止された旧保育所が当該学校法人が経営していたものであったもの
 ロ 社会福祉法人が整備法の施行日前に学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けて経営を開始する幼稚園(この政令の公布の際現に学校法人が同項の規定による認可を受けているものに限り、)であって、公布日から当該社会福祉法人がその経営を開始する日の前日までの間、当該学校法人が経営していたもの

二十三 公布時社福経営旧保育所 この政令の公布の際現に社会福祉法人が旧児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けている旧保育所をいう。

二十四 公布時社福経営幼稚園 この政令の公布の際現に社会福祉法人が学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けている幼稚園をいう。
 二十五 元施行時学法経営施設 次に掲げる施設をいう。
 イ 社会福祉法人が廃止された旧保育所(この政令の公布の際現に学校法人が旧児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けているものに限り、)の施設を利用して整備法の施行日後に新児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けて経営を開始する新保育所のうち、公布日から当該社会福祉法人がその経営を開始する日の前日までの間、当該廃止された旧保育所が当該学校法人が経営していたものであったもの
 ロ 社会福祉法人が整備法の施行日以後に学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けて経営を開始する幼稚園(この政令の公布の際現に学校法人が同項の規定による認可を受けているものに限り、)であって、公布日から当該社会福祉法人がその経営を開始する日の前日までの間、当該学校法人が経営していたもの

(社会福祉法人が経営する共済契約対象施設等であった保育所等を経営する学校法人に関する経過措置)
 第六条 学校法人が公布日の翌日から整備法の施行日の前日までの間のいずれの日から元公布時社福経営共済施設の経営を開始する場合であって、当該元公布時社福経営共済施設及び公布時学法経営旧保育所又は公布時学法経営幼稚園を廃止し、当該廃止されたこれらの施設を利用して新認定こども園法第十七条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けようとする者であるときは、当該元公布時社福経営共済施設の経営を開始する日に共済契約の申込みを行う場合に限り、整備法の施行日の前日までの間であって当該元公布時社福経営共済施設を経営する間、当該学校法人を経営者とみなして旧共済法の規定を適用する。

2 前項の場合における旧共済法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる旧共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第一項	次に掲げる施設	
第一条第四項	社会福祉施設、特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等以外の施設又は事業	子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第四百四号)以下「経過措置政令」という。第五十八条に規定する元公布時社福経営共済施設である児童福祉法(昭和二十二年法律第百二十四号)第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所
第一条第五項	、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等	特例幼稚園(経過措置政令第五十八条に規定する元公布時社福経営共済施設である学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三十五条第一項の規定による認可を受けた幼稚園をいう。以下同じ。)
第一条第六項	社会福祉施設又は特定社会福祉事業	又は特例幼稚園
要する者	要する者	要する者(経営者が当該社会福祉施設の経営を開始する日の前日において経過措置政令第五十八条イにおいて規定する廃止された旧保育所の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。)

11 学校法人が幼保連携型認定こども園（社会福祉法人が次に掲げる施設を、当該学校法人が公布時学法経営旧保育所又は公布時学法経営幼稚園をそれぞれ廃止し、当該廃止されたこれらの施設を利用して当該学校法人が新認定こども園法第十七条第一項の規定による設置の認可を受けるものに限る。）の経営を開始するときは、当該幼保連携型認定こども園の経営を開始する日に共済契約の申込みを行う場合に限り、当該幼保連携型認定こども園を経営する間、当該学校法人を経営者として新共済法の規定を適用する。

一 この政令の公布の際現に当該社会福祉法人が旧児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けている旧保育所であつて、整備法の施行日の前日から当該学校法人が当該幼保連携型認定こども園の経営を開始する日の前日までの間、当該社会福祉法人が経営する共済契約対象施設等であつたもの

二 この政令の公布の際現に当該社会福祉法人が学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けている幼稚園であつて、整備法の施行日の前日から当該学校法人が当該幼保連携型認定こども園の経営を開始する日の前日までの間、当該社会福祉法人が経営する共済契約対象施設等であつたもの

12 前項の場合における新共済法の規定の適用については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「旧共済法」とあるのは、「新共済法」と、同項の表第二項第一項の項中「第五号第八号」とあるのは、「第六号第一項」と、元公布時社福経営共済施設である児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所」とあるのは、「幼保連携型認定こども園（社会福祉法人が経過措置政令第六号第一項第一号に掲げる施設を廃止して、学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第一項の規定による認可を受けたものに限る。）」と、同表第二項第四項の項中「特例幼稚園」とあるのは、「特例幼保連携型認定こども園」と、第五号第八号」とあるのは、「第六号第一項」と、元公布時社福経営共済施設である学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園」とあるのは、「幼保連携型認定こども園（社会福祉法人が経過措置政令第六号第一項第二号に掲げる施設を廃止して、学校法人が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第一項の規定による認可を受けたものに限る。）」と、同表第二項第五項の項中「特例幼稚園」とあるのは、「特例幼保連携型認定こども園」と、同表第二項第六項の項中「特例幼稚園」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日（以下「整備法の施行日」という。）の前日から経営者」と、において経過措置政令第五号第十八号イに規定する廃止された旧保育所」とあるのは、「までの間、経過措置政令第六号第一項第一号に掲げる施設」と、同表第二項第八項の項中「経営者」とあるのは、「整備法の施行日の前日から経営者」と、において当該申出施設等」とあるのは、「までの間、経過措置政令第六号第一項第二号に掲げる施設」と読み替えるものとする。

13 第三項の規定により経営者とみなされた学校法人がみなし幼保連携型認定こども園（元公布時社福経営共済施設（整備法の施行日の前日において当該学校法人が経営する共済契約対象施設等であるものに限る。）及び公布時学法経営旧保育所又は公布時学法経営幼稚園で構成される幼保連携施設について一部改正法附則第三条第一項の規定により新認定こども園法第十七条第一項の規定による設置の認可があつたものとみなされたものに限る。）を経営する者であるときは、当該学校法人を経営者とみなして新共済法の規定を適用する。

14 前項の場合における新共済法の規定の適用については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「旧共済法」とあるのは、「新共済法」と、同項の表第二項第一項の項中「第五号第八号」とあるのは、「第六号第一項」と、元公布時社福経営共済施設である児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所」とあるのは、「みなし幼保連携型認定こども園（同項に規定する元公布時社福経営共済施設である児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所で構成される就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）以下「一部改正法」という。）に附則第三条第一項の規定による幼保連携施設（以下「幼保連携施設」という。）について一部改正法附則第三条第一項の規定による設置の認可があつたものとみなされるものに限る。）」と、同表第二項第四項の項中「特例幼稚園」とあるのは、「特例みなし幼保連携型認定こども園」と、第五号第八号」とあるのは、「第六号第一項」と、元公布時社福経営共済施設である学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園」とあるのは、「みなし幼保連携型認定こども園（同項に規定する元公布時社福経営共済施設である学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園）」と、同表第二項第五項の項中「特例幼稚園」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日（以下「整備法の施行日」という。）と、第五号第十八号イに規定する廃止された旧保育所」とあるのは、「第六号第十三項に規定する元公布時社福経営共済施設である児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所」と、同表第二項第八項の項中「経営者」が当該申出施設等の経営を開始する日」とあるのは、「整備法の施行日」と、当該申出施設等の業務」とあるのは、「経過措置政令第六号第十三項に規定する元公布時社福経営共済施設である学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園の業務」と読み替えるものとする。

（学校法人が経営していた保育所等を経営する共済契約者である社会福祉法人に関する経過措置）
 第七条 社会福祉法人が公布日の翌日から整備法の施行日の前日までの間のいずれの日から元公布時学法経営施設の経営を開始する場合であつて、当該元公布時学法経営施設及び公布時社福経営旧保育所又は公布時社福経営幼稚園を廃止し、当該廃止されたこれらの施設を利用して新認定こども園法第十七条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けようとする者（共済契約者である者に限る。）であるときは、当該社会福祉法人は、整備法の施行日の前日までの間であつて当該元公布時学法経営施設を経営する間、当該社会福祉法人は、整備法の施行日の前日までの間であつて当該元公布時学法経営施設の業務に常時従事することを要する者であつて当該幼保連携型認定こども園の業務に常時従事することを要する者となる者（当該社会福祉法人に使用されることとなつた日の前日まで当該学校法人に使用され、第五号第二十二号イに規定する廃止された旧保育所又は同号ロに規定する幼稚園の業務に常時従事することを要していた者であつて、厚生労働省令で定める事情により当該社会福祉法人に使用されることとなつたものに限る。第三項及び第五項において「認定こども園従事者」は、公布時学法職員」という。）については、旧共済法第二項第十一項の規定にかかわらず、被共済職員でないものとすることができる。

2 社会福祉法人が公布日の翌日から整備法の施行日の前日までの間のいずれの日から元公布時学法経営施設の経営を開始する場合であつて、みなし幼保連携型認定こども園（当該元公布時学法経営施設及び公布時社福経営旧保育所又は公布時社福経営幼稚園で構成される幼保連携施設について一部改正法附則第三条第一項の規定により新認定こども園法第十七条第一項の規定による設置の認可があつたものとみなされるものに限る。）を経営しようとする者（共済契約者である者に限る。）であるときは、当該社会福祉法人は、整備法の施行日の前日までの間であつて当該元公布時学法経営施設を経営する間、当該社会福祉法人に使用される当該元公布時学法経営施設の業務に常時従事す

幼保連携型認定こども園（同項に規定する元公布時社福経営共済施設である児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所を構成される就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）以下「一部改正法」という。）に附則第三条第一項の規定による幼保連携施設（以下「幼保連携施設」という。）について一部改正法附則第三条第一項の規定による設置の認可があつたものとみなされるものに限る。）」と、同表第二項第四項の項中「特例幼稚園」とあるのは、「特例みなし幼保連携型認定こども園」と、第五号第八号」とあるのは、「第六号第十三項」と、元公布時社福経営共済施設である学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園」とあるのは、「みなし幼保連携型認定こども園（同項に規定する元公布時社福経営共済施設である学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園）」と、同表第二項第五項の項中「特例幼稚園」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日（以下「整備法の施行日」という。）と、第五号第十八号イに規定する廃止された旧保育所」とあるのは、「第六号第十三項に規定する元公布時社福経営共済施設である児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所」と、同表第二項第八項の項中「経営者」が当該申出施設等の経営を開始する日」とあるのは、「整備法の施行日」と、当該申出施設等の業務」とあるのは、「経過措置政令第六号第十三項に規定する元公布時社福経営共済施設である学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園の業務」と読み替えるものとする。

ることを要する者であつて当該みなし幼保連携型認定こども園の業務に常時従事することを要する者となる者（当該社会福祉法人に使用されることとなつた日の前日まで当該学校法人に使用され、第五十二条第二号イに規定する廃止された旧保育所又は同号ロに規定する幼稚園の業務に常時従事することを要していた者であつて、厚生労働省令で定める事情により当該社会福祉法人に使用されることとなつたものに限る。第七項において「みなし認定こども園従事予定公布時学法職員」というについては、旧共済法第二十一条の規定にかかわらず、被共済職員でないものとする）ことができる。

3 第一項の規定により認定こども園従事予定公布時学法職員について被共済職員でないものとした社会福祉法人が整備法の施行日以後引き続き元公布時学法経営施設（整備法の施行日の前日において社会福祉法人が経営する共済契約対象施設等であつたものに限る。）を経営する者であるときは、当該社会福祉法人は、当該社会福祉法人に使用される当該元公布時学法経営施設の業務に常時従事することを要する者（第一項の規定により被共済職員でないものとされた者に限る。）については、新共済法第二十一条の規定にかかわらず、被共済職員でないものとすることができる。

4 社会福祉法人が整備法の施行日以後のいずれかの日から元施行時学法経営施設の経営を開始する場合であつて、当該元施行時学法経営施設及び公布時社福経営旧保育所又は公布時社福経営幼稚園を廃止し、当該廃止されたこれらの施設を利用して新認定こども園法第十七条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けようとする者（整備法の施行日の前日まで共済契約を締結し、当該共済契約を締結した日から引き続き共済契約者である者に限る。）であるときは、当該社会福祉法人は、当該元施行時学法経営施設を経営する間、当該社会福祉法人に使用される当該元施行時学法経営施設の業務に常時従事することを要する者であつて当該幼保連携型認定こども園の業務に常時従事することを要する者となる者（当該社会福祉法人に使用されることとなつた日の前日まで当該学校法人に使用され、第五十二条第二十五号イに規定する廃止された旧保育所又は同号ロに規定する幼稚園の業務に常時従事することを要していた者であつて、厚生労働省令で定める事情により当該社会福祉法人に使用されることとなつたものに限る。次項において「認定こども園従事予定施行時学法職員」というについては、新共済法第二十一条の規定にかかわらず、被共済職員でないものとする）ことができる。

5 第一項又は前二項の規定により認定こども園従事予定公布時学法職員又は認定こども園従事予定施行時学法職員について被共済職員でないものとした社会福祉法人が幼保連携型認定こども園（当該社会福祉法人が当該幼保連携型認定こども園の経営を開始する日の前日においてその経営する共済契約対象施設等であつた元公布時学法経営施設又は元施行時学法経営施設及び公布時社福経営旧保育所又は公布時社福経営幼稚園を廃止し、当該廃止されたこれらの施設を利用して新認定こども園法第十七条第一項の規定による設置の認可を受けたものに限る。）を経営する者（共済契約者である者に限る。）であるときは、当該社会福祉法人は、当該社会福祉法人に使用される当該幼保連携型認定こども園の業務に常時従事することを要する者（第一項又は前二項の規定により被共済職員でないものとされた者に限る。）については、新共済法第二十一条の規定にかかわらず、被共済職員でないものとする）ことができる。

6 社会福祉法人が幼保連携型認定こども園（学校法人が次に掲げる施設を、当該社会福祉法人が公布時社福経営旧保育所又は公布時社福経営幼稚園をそれぞれ廃止し、当該廃止されたこれらの施設を利用して当該社会福祉法人が新認定こども園法第十七条第一項の規定による設置の認可を受けるものに限る。）の経営を開始する場合であつて、整備法の施行日の前日まで共済契約を締結し、当該共済契約を締結した日から引き続き共済契約者である者であるときは、当該社会福祉法人は、当該幼保連携型認定こども園を経営する間、当該社会福祉法人に使用される当該幼保連携型認定こども園の業務に常時従事することを要する者（当該社会福祉法人に使用されることとなつた日の前日まで当該学校法人に使用され、当該廃止された施設の業務に常時従事することを要していた者で

あつて、厚生労働省令で定める事情により当該社会福祉法人に使用されることとなつたものに限る。）については、新共済法第二十一条の規定にかかわらず、被共済職員でないものとする）ことができる。

一 この政令の公布の際現に当該学校法人が旧児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けている旧保育所であつて、公布日から当該社会福祉法人が当該幼保連携型認定こども園の経営を開始する日の前日までの間、当該学校法人が経営していたもの

二 この政令の公布の際現に当該学校法人が学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けている幼稚園であつて、公布日から当該社会福祉法人が当該幼保連携型認定こども園の経営を開始する日の前日までの間、当該学校法人が経営していたもの

7 第二項の規定によりみなし認定こども園従事予定公布時学法職員について被共済職員でないものとした社会福祉法人がみなし幼保連携型認定こども園（元公布時学法経営施設（整備法の施行日の前日において当該社会福祉法人が経営する共済契約対象施設等であつたものに限る。）及び公布時社福経営旧保育所又は公布時社福経営幼稚園で構成される幼保連携施設について一部改正法附則第三条第一項の規定により新認定こども園法第十七条第一項の規定による設置の認可があつたものとみなされたものに限る。）を経営する者（共済契約者である者に限る。）であるときは、当該社会福祉法人は、当該社会福祉法人に使用される当該みなし幼保連携型認定こども園の業務に常時従事することを要する者（第二項の規定により被共済職員でないものとされた者に限る。）については、新共済法第二十一条の規定にかかわらず、被共済職員でないものとする）ことができる。

附則

この政令は、整備法の施行の日から施行する。ただし、第三条及び第五条から第七条までの規定については、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
 文部科学大臣 下村 博文
 厚生労働大臣 塩崎 恭久

○厚生労働省令第百四十号

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第百四十号）第七條第一項、第二項、第四項及び第六項の規定に基づき、この省令を制定する。

平成二十六年十二月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第七條第一項等に規定する事情に関する省令

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第七條第一項、第二項、第四項及び第六項に規定する厚生労働省令で定める事情は、次に掲げるいずれかの事情とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四條第一項の規定による認可を受けた幼稚園の廃止及び設置者の変更
- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五條第十二項の規定による承認を受けた保育所の廃止又は休止

附 則

（施行期日）

第一條 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二條 この省令の施行の日から子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日の前日までの間におけるこの省令の規定の適用については、本則第二号中、「第三十五條第十二項」とあるのは、「第三十五條第七項」とする。

【参考資料2】

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令案 読替表 目次

1 第一条関係	1
※参考（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第八条の規定による児童福祉法の読替）	3
2 第六条関係	
（1）第六条第二項（第六条第四項において準用する場合を含む。）の規定による子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の社会福祉施設職員退職手当共済法の読替	6
（2）第六条第六項の規定による同条第二項の読替	11
（3）第六条第六項において準用する同条第二項の規定による子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の社会福祉施設職員退職手当共済法の読替	16
（4）第六条第八項の規定による同条第二項の読替	21
（5）第六条第八項において準用する同条第二項の規定による子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の社会福祉施設職員退職手当共済法の読替	26
（6）第六条第十項の規定による同条第二項の読替	31
（7）第六条第十項において準用する同条第二項の規定による子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の社会福祉施設職員退職手当共済法の読替	37
（8）第六条第十二項の規定による同条第二項の読替	42
（9）第六条第十二項において準用する同条第二項の規定による子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部	

部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の社会福祉施設職員退職手当共済法の読替	49
(10) 第六条第十四項の規定による同条第二項の読替	56
(11) 第六条第十四項において準用する同条第二項の規定による子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の社会福祉施設職員退職手当共済法の読替	62

1 第一条関係

◎第一条の規定による児童手当法の読替

(傍線の部分は読替部分)

○ 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)

<p>読替後</p>	<p>読替前</p>
<p>(受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等) 第二十一条 (略)</p> <p>2 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食費、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第八条の規定により読み替えられた児童福祉法(次条第一項において「読替え後の児童福祉法」という。)第五十六条第八項各号又は第九項各号に定める費用その他これらに類するものとして内閣府令で定める費用のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の児童に充てる旨を申し出た場合に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に支払うことができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等) 第二十一条 (略)</p> <p>2 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食費、児童福祉法第五十六条第八項各号又は第九項各号に定める費用その他これらに類するものとして内閣府令で定める費用のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の児童に充てる旨を申し出た場合に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に支払うことができる。</p> <p>3 (略)</p>

第二十二條 市町村長は、児童福祉法第五十六條第三項の規定により費用を徴収する場合又は読替え後の児童福祉法第五十六條第八項若しくは第九項の規定により地方税の滞納処分^{（一）}の例により処分することができる費用を徴収する場合において、第七條（第十七條第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の認定を受けた受給資格者が児童福祉法第五十六條第三項の規定により徴収する費用を支払うべき扶養義務者又は読替え後の児童福祉法第五十六條第八項若しくは第九項の規定により地方税の滞納処分^{（二）}の例により処分することができる費用を支払うべき保護者である場合には、政令で定めるところにより、当該扶養義務者又は保護者に児童手当の支払をする際に保育料（児童福祉法第五十六條第三項の規定により徴収する費用又は読替え後の児童福祉法第五十六條第八項若しくは第九項の規定により地方税の滞納処分^{（三）}の例により処分することができる費用をいう。次項において同じ。）を徴収することができる。

2
(略)

第二十二條 市町村長は、児童福祉法第五十六條第三項の規定により費用を徴収する場合又は同条第八項若しくは第九項の規定により地方税の滞納処分^{（一）}の例により処分することができる費用を徴収する場合において、第七條（第十七條第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の認定を受けた受給資格者が同法第五十六條第三項の規定により徴収する費用を支払うべき扶養義務者又は同条第八項若しくは第九項の規定により地方税の滞納処分^{（二）}の例により処分することができる費用を支払うべき保護者である場合には、政令で定めるところにより、当該扶養義務者又は保護者に児童手当の支払をする際に保育料（同条第三項の規定により徴収する費用又は同条第八項若しくは第九項の規定により地方税の滞納処分^{（三）}の例により処分することができる費用をいう。次項において同じ。）を徴収することができる。

2
(略)

※ 参考（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第八条の規定による児童福祉法の読替）

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
<p>第五十六条（略）</p> <p>②～⑦（略）</p> <p>⑧ 保育所又は幼保連携型認定こども園の設置者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもって、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該保育所又は幼保連携型認定こども園に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該保育所又は幼保連携型認定こども園における保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第一項の規定により当該保育所における保育を行うため必要であると認めるとき又は同条第二項の規定により当該幼保連携型認定こども園における保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該設置者の請求に基づき、地方税の滞納処分によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p>	<p>第五十六条（略）</p> <p>②～⑦（略）</p> <p>⑧ 保育所又は幼保連携型認定こども園の設置者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもって、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該保育所又は幼保連携型認定こども園に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該保育所又は幼保連携型認定こども園における保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第一項の規定により当該保育所における保育を行うため必要であると認めるとき又は同条第二項の規定により当該幼保連携型認定こども園における保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該設置者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p>

一 子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育を受けた乳児又は幼児 同法附則第九条第一項第一号の規定による施設型給付費の額及び同号イに規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）の合計額から同法第二十七条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）又は同法附則第九条第二号イの規定による特例施設型給付費の額及び同号イ(1)に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）の合計額

二 子ども・子育て支援法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育を受けた幼児 同法附則第九条第一項第二号ロの規定による特例施設型給付費の額及び同号ロ(1)に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）の合計額から同法第二十八条第四項において準用する同法第二十七条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

⑨ 家庭的保育事業等を行う者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもって、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該家庭的保育事業等を行う者に支払うべき金額

一 子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育を受けた乳児又は幼児 同条第三項第一号に掲げる額から同条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、同号に掲げる額）又は同法第二十八条第二項第一号の規定による特例施設型給付費の額及び同号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）の合計額

二 子ども・子育て支援法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育を受けた幼児 同条第二項第二号の規定による特例施設型給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）の合計額から同条第四項において準用する同法第二十七条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

⑨ 家庭的保育事業等を行う者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもって、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該家庭的保育事業等を行う者に支払うべき金額

に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該家庭的保育事業等による保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第二項の規定により当該家庭的保育事業等による保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該家庭的保育事業等を行う者の請求に基づき、地方税の滞納処分为例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

一 (略)

二 特別利用地域型保育を受けた幼児 子ども・子育て支援法附則第九條第一項第三号イの規定による特例地域型保育給付費の額及び同号イ(1)に規定する市町村が定める額(当該市町村が定める額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)の合計額から同法第三十條第四項において準用する同法第二十九條第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額(当該支払がなされなかつたときは、当該合計額)

三 (略)

に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該家庭的保育事業等による保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第二項の規定により当該家庭的保育事業等による保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該家庭的保育事業等を行う者の請求に基づき、地方税の滞納処分为例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

一 (略)

二 特別利用地域型保育を受けた幼児 子ども・子育て支援法第三十條第二項第二号の規定による特例地域型保育給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額(当該市町村が定める額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)の合計額から同法第四項において準用する同法第二十九條第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額(当該支払がなされなかつたときは、当該合計額)

三 (略)

(1) 第六条第二項(第六条第四項において準用する場合を含む。)の規定による子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の社会福祉施設職員退職手当共済法の読替

(波線の部分は当然読替部分、傍線の部分は読替規定による読替部分)

○ 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)

<p>読 替 後</p>	<p>読 替 前</p>
<p>(定義) 第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第 号)以下「経過措置政令」という。)第五条第十八号に規定する元公布時社福経営共済施設である児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十五条第四項の規定による認可を受けた乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設</p>

三〇六 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が経営する特例幼稚園（経過措置政令第五条第十八号に規定する元公布時社福経営共済施設である学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園をいう。以下同じ。）のうち当該共済契約者が機構に申し出たものであつて第四条の二第一項の規定により機構が承諾したものをいう。

5 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設又は特例幼稚園を経営する学校法人をいう。

6 この法律において「社会福祉施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設の業務に常時従事することを要する者（経営者が当該社会福祉施設の経営を開始する日の前日において経過措置政令第五条第十八号イに規定する廃止された旧保育所の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。次項ただし書及び第八項ただし書において同じ。）を除く。

7 (略)

8 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設又は申出施設等（以下「共済契約対象施設等」という。）の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員以外のもの（経営者が当該申出施設

三〇六 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が経営する社会福祉施設、特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等以外の施設又は事業のうち当該共済契約者が機構に申し出たものであつて第四条の二第一項の規定により機構が承諾したものをいう。

5 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等を経営する社会福祉法人をいう。

6 この法律において「社会福祉施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に常時従事することを要する者をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。次項ただし書及び第八項ただし書において同じ。）を除く。

7 (略)

8 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設、特定社会福祉事業、特定介護保険施設等又は申出施設等（以下「共済契約対象施設等」という。）の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設

設等の経営を開始する日の前日において当該申出施設等の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。)をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

9 この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより機構に掛金を納付することを約し、機構が、その経営者の使用する社会福祉施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。

10 (略)

11 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される社会福祉施設等職員及び申出施設等職員をいう。

12 社会福祉施設の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の経営者に係る被共済職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

13 申出施設等である施設の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時に当該施設について第四項の規定による申出をしたときは、変更前の経営者に係る申出施設等職員

設等職員又は特定介護保険施設等職員以外のものをいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

9 この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより機構に掛金を納付することを約し、機構が、その経営者の使用する社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。

10 (略)

11 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員をいう。

12 社会福祉施設又は特定社会福祉事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の経営者に係る被共済職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

13 特定介護保険施設等又は申出施設等である施設又は事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時に当該施設又は事業について第三項又は第四項の規定による申出

で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

(申出の承諾等)

第四条の二 機構は、次に掲げる場合を除いては、申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

一・二 (略)

2 機構が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る申出施設等は、当該申出のあつた日において申出施設等となつたものとみなす。

3 (略)

(契約の解除)

第六条 (略)

2・4 (略)

5 共済契約者は、その経営する申出施設等の業務に従事するすべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

6・7 (略)

をしたときは、変更前の経営者に係る特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

(申出の承諾等)

第四条の二 機構は、次に掲げる場合を除いては、特定介護保険施設等又は申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

一・二 (略)

2 機構が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る特定介護保険施設等又は申出施設等は、当該申出のあつた日において特定介護保険施設等又は申出施設等となつたものとみなす。

3 (略)

(契約の解除)

第六条 (略)

2・4 (略)

5 共済契約者は、その経営する特定介護保険施設等又は申出施設等の業務に従事するすべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

6・7 (略)

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるものに係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるもの及び特定介護保険施設等職員であるもの（社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事することを要する者として政令で定めるものに限る。）に係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。

(2) 第六条第六項の規定による同条第二項の読替

(傍線の部分は読替部分)

○ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令案(平成二十六年七月二十二日付)

読 替 後		読 替 前	
<p>第二条第一項</p>	<p>次に掲げる施設</p>	<p>第二条第一項</p>	<p>次に掲げる施設</p>
<p>(幼保連携型認定こども園を設置しようとする学校法人等に係る共済契約に関する経過措置)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 前項の場合における新共済法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		<p>(幼保連携型認定こども園を設置しようとする学校法人等に係る共済契約に関する経過措置)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 前項の場合における旧共済法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる旧共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
<p>子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第 号。以下</p>		<p>子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第 号。以下</p>	

	<p>第二條第八項</p>
<p>育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日（以下「整備法の施行日」という。）の前日において当該社会福祉施設の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）</p>	<p>、特定社会福祉事業、特定介護保険施設等又は申出施設等</p> <p>又は特定介護保険施設等職員以外のもの</p> <p>又は申出施設等</p>
	<p>第二條第八項</p>
<p>該社会福祉施設の経営を開始する日の前日において経過措置政令第五条第十八号イに規定する廃止された旧保育所の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）</p>	<p>、特定社会福祉事業、特定介護保険施設等又は申出施設等</p> <p>又は特定介護保険施設等職員以外のもの</p> <p>又は申出施設等</p> <p>又は申出施設等</p> <p>以外のもの（経営者が当該申出施設等の経営を開始する日の前日において当該申出施設等</p>

第十八条	第四条の二第一項及び第二項並びに第六条第五項	もの及び特定介護保険施設等職員であるもの（社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事すること	もの	第二項 第二項第十三項 第二項第九項及び第十項 第二項第十二項 社会福祉事業					及び 社会福祉施設	要する被共済職員であつたものに限る。）
				特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員 特定介護保険施設等又は申出施設等 第三項又は第四項 施設又は事業 施設又は事業 第三項又は第四項 施設 施設	特定介護保険施設等又は申出施設等 申出施設等 施設 施設	社会福祉施設又は特定社会福祉事業 社会福祉施設 社会福祉施設 社会福祉施設	及び 社会福祉施設 社会福祉施設 社会福祉施設 社会福祉施設			

第十八条	第四条の二第一項及び第二項並びに第六条第五項	もの及び特定介護保険施設等職員であるもの（社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事すること	もの	第二項 第二項第十三項 第二項第九項及び第十項 第二項第十二項 社会福祉事業					及び 社会福祉施設	の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）
				特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員 特定介護保険施設等又は申出施設等 第三項又は第四項 施設又は事業 施設又は事業 第三項又は第四項 施設 施設	特定介護保険施設等又は申出施設等 申出施設等 施設 施設	社会福祉施設又は特定社会福祉事業 社会福祉施設 社会福祉施設 社会福祉施設	及び 社会福祉施設 社会福祉施設 社会福祉施設 社会福祉施設			

とを要する者として政
令で定めるものに限る
。）

とを要する者として政
令で定めるものに限る
。）

(3) 第六条第六項において準用する同条第二項の規定による子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の社会福祉施設職員退職手当共済法の読替

(波線の部分は当然読替部分、傍線の部分は読替規定による読替部分)

○ 社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）

<p>読 替 後</p>	<p>読 替 前</p>
<p>(定義) 第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第 号）以下「経過措置政令」という。） 第五条第十八号に規定する元公布時社福経営共済施設である児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所をいう。</p> <p>一・二二 (略) 二の二 (略) 三〇六 (略) 二・三 (略)</p> <p>4 この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が経営する特</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一・二二 (略) 二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第一項の規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園 三〇六 (略) 二・三 (略)</p> <p>4 この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が経営する社</p>

例幼稚園（経過措置政令第五条第十八号に規定する元公布時社福経営共済施設である学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園をいう。以下同じ。）のうち当該共済契約者が機構に申し出たものであつて第四条の二第一項の規定により機構が承諾したものをいう。

5 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設又は特例幼稚園を経営する学校法人をいう。

6 この法律において「社会福祉施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設の業務に常時従事することを要する者（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日（以下「整備法の施行日」という。）の前日において当該社会福祉施設の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。次項ただし書及び第八項ただし書において同じ。）を除く。

7 (略)

8 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設又は申出施設等（以下「共済契約対象施設等」という。）の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員以外のもの（整備法の施行日の前

社会福祉施設、特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等以外の施設又は事業のうち当該共済契約者が機構に申し出たものであつて第四条の二第一項の規定により機構が承諾したものをいう。

5 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等を経営する社会福祉法人をいう。

6 この法律において「社会福祉施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に常時従事することを要する者をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。次項ただし書及び第八項ただし書において同じ。）を除く。

7 (略)

8 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設、特定社会福祉事業、特定介護保険施設等又は申出施設等（以下「共済契約対象施設等」という。）の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設

日において当該申出施設等の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。)をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

9 この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより機構に掛金を納付することを約し、機構が、その経営者の使用する社会福祉施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。

10 (略)

11 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される社会福祉施設等職員及び申出施設等職員をいう。

12 社会福祉施設の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の経営者に係る被共済職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

13 申出施設等である施設の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時に当該施設について第四項の規定による申出をしたときは、変更前の経営者に係る申出施設等職員

設等職員又は特定介護保険施設等職員以外のものをいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

9 この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより機構に掛金を納付することを約し、機構が、その経営者の使用する社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。

10 (略)

11 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員をいう。

12 社会福祉施設又は特定社会福祉事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の経営者に係る被共済職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

13 特定介護保険施設等又は申出施設等である施設又は事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時に当該施設又は事業について第三項又は第四項の規定による申出

で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となったものは、変更前の経営者に係る被共済職員となった時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

(申出の承諾等)

第四条の二 機構は、次に掲げる場合を除いては、申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

一・二 (略)

2 機構が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る申出施設等は、当該申出のあつた日において申出施設等となつたものとみなす。

3 (略)

(契約の解除)

第六条 (略)

2・4 (略)

5 共済契約者は、その経営する申出施設等の業務に従事するすべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

6・7 (略)

をしたときは、変更前の経営者に係る特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

(申出の承諾等)

第四条の二 機構は、次に掲げる場合を除いては、特定介護保険施設等又は申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

一・二 (略)

2 機構が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る特定介護保険施設等又は申出施設等は、当該申出のあつた日において特定介護保険施設等又は申出施設等となつたものとみなす。

3 (略)

(契約の解除)

第六条 (略)

2・4 (略)

5 共済契約者は、その経営する特定介護保険施設等又は申出施設等の業務に従事するすべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

6・7 (略)

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるものに係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるもの及び特定介護保険施設等職員であるもの（社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事することを要する者として政令で定めるものに限る。）に係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。

(4) 第六条第八項の規定による同条第二項の読替

(傍線の部分は読替部分)

○ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令案(平成二十六年七月二十二日付)

読 替 後		読 替 前	
<p>第二条第一項</p>	<p>次に掲げる施設</p>	<p>第二条第一項</p>	<p>次に掲げる施設</p>
<p>(幼保連携型認定こども園を設置しようとする学校法人等に係る 共済契約に関する経過措置)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 前項の場合における新共済法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		<p>(幼保連携型認定こども園を設置しようとする学校法人等に係る共 済契約に関する経過措置)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 前項の場合における旧共済法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる旧共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
<p>子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第 号。以下</p>		<p>子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第 号。以下</p>	

第二條第四項	社会福祉施設、特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等以外の施設又は事業	「経過措置政令」という。第五條第二十一号に規定する元施行時社福経営共済施設である児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五條第四項の規定による認可を受けた保育所
第二條第五項	、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等	特例幼稚園（経過措置政令第五條第二十一号に規定する元施行時社福経営共済施設である学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四條第一項の規定による認可を受けた幼稚園をいう。以下同じ。）
第二條第六項	社会福祉施設又は特定社会福祉事業	社会福祉施設

第二條第四項	社会福祉施設、特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等以外の施設又は事業	「経過措置政令」という。第五條第十八号に規定する元公布時社福経営共済施設である児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五條第四項の規定による認可を受けた保育所
第二條第五項	、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等	特例幼稚園（経過措置政令第五條第十八号に規定する元公布時社福経営共済施設である学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四條第一項の規定による認可を受けた幼稚園をいう。以下同じ。）
第二條第六項	社会福祉施設又は特定社会福祉事業	社会福祉施設

<p>第二条第八項</p>	
<p>、特定社会福祉事業、</p>	<p>要する者</p>
<p>又は申出施設等</p>	<p>要する者（子ども・子育て支援法及び就学前教育の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日（以下「整備法の施行日」という。）の前日から経営者が当該社会福祉施設の経営を開始する日の前日までの間、経過措置政令第五条第二十一号イに規定する廃止された旧保育所の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）</p>
<p>第二条第八項</p>	
<p>、特定社会福祉事業、</p>	<p>要する者</p>
<p>又は申出施設等</p>	<p>要する者（経営者が当該社会福祉施設の経営を開始する日の前日において経過措置政令第五条第十八号イに規定する廃止された旧保育所の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）</p>

<p>項並びに第六 条第五項</p>	<p>第十八条</p>	<p>もの及び特定介護保険施設等職員であるもの (社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事することを要する者として政令で定めるものに限る。)</p>	<p>もの</p>
<p>項並びに第六 条第五項</p>	<p>第十八条</p>	<p>もの及び特定介護保険施設等職員であるもの (社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事することを要する者として政令で定めるものに限る。)</p>	<p>もの</p>

(5) 第六条第八項において準用する同条第二項の規定による子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の社会福祉施設職員退職手当共済法の読替

(波線の部分は当然読替部分、傍線の部分は読替規定による読替部分)

○ 社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）

<p>読 替 後</p>	<p>読 替 前</p>
<p>(定義) 第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第 号。以下「経過措置政令」という。）第五条第二十一号に規定する元施行時社福経営共済施設である児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所をいう。 一・二 (略) 二の二 (略) 三〇六 (略) 二・三 (略) 4 この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が経営する特</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。 一・二 (略) 二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第一項の規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園 三〇六 (略) 二・三 (略) 4 この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が経営する社</p>

例幼稚園（経過措置政令第五条第二十一号に規定する元施行時社福
経営共済施設である学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第
四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園をいう。以下同じ。）
のうち当該共済契約者が機構に申し出たものであつて第四条の第二
一項の規定により機構が承諾したものをいう。

5 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設又は特例幼稚園
を経営する学校法人をいう。

6 この法律において「社会福祉施設等職員」とは、経営者に使用さ
れ、かつ、その者の経営する社会福祉施設の業務に常時従事するこ
とを要する者（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する
教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する
法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法
律第六十七号）の施行の日（以下「整備法の施行日」という。）の
前日から経営者が当該社会福祉施設の経営を開始する日の前日まで
の間、経過措置政令第五条第二十一号イに規定する廃止された旧保
育所の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに
限る。）をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者（
その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。次項た
だし書及び第八項ただし書において同じ。）を除く。

7 （略）

8 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用さ
れ、かつ、その者の経営する社会福祉施設又は申出施設等（以下「
共済契約対象施設等」という。）の業務に常時従事することを要す

会福祉施設、特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等以外の施設
又は事業のうち当該共済契約者が機構に申し出たものであつて第四
条の第二第一項の規定により機構が承諾したものをいう。

5 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設、特定社会福祉
事業又は特定介護保険施設等を経営する社会福祉法人をいう。

6 この法律において「社会福祉施設等職員」とは、経営者に使用さ
れ、かつ、その者の経営する社会福祉施設又は特定社会福祉事業の
業務に常時従事することを要する者をいう。ただし、一年未満の期
間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに
至つた場合を除く。次項ただし書及び第八項ただし書において同じ
。）を除く。

7 （略）

8 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用さ
れ、かつ、その者の経営する社会福祉施設、特定社会福祉事業、特
定介護保険施設等又は申出施設等（以下「共済契約対象施設等」と

る者であつて社会福祉施設等職員以外のもの（整備法の施行日の前日から経営者が当該申出施設等の経営を開始する日の前日までの間、当該申出施設等の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

9 この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより機構に掛金を納付することを約し、機構が、その経営者の使用する社会福祉施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。

10 (略)

11 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される社会福祉施設等職員及び申出施設等職員をいう。

12 社会福祉施設の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の経営者に係る被共済職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

13 申出施設等である施設の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、

いう。）の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員又は特定介護保険施設等職員以外のものをいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

9 この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより機構に掛金を納付することを約し、機構が、その経営者の使用する社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。

10 (略)

11 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員をいう。

12 社会福祉施設又は特定社会福祉事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の経営者に係る被共済職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

13 特定介護保険施設等又は申出施設等である施設又は事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退

かつ、変更後の経営者がその変更時に当該施設について第四項の規定による申出をしたときは、変更前の経営者に係る申出施設等職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

(申出の承諾等)

第四条の二 機構は、次に掲げる場合を除いては、申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

一・二 (略)

2 機構が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る申出施設等は、当該申出のあつた日において申出施設等となつたものとみなす。

3 (略)

(契約の解除)

第六条 (略)

2・4 (略)

5 共済契約者は、その経営する申出施設等の業務に従事するすべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時に当該施設又は事業について第三項又は第四項の規定による申出をしたときは、変更前の経営者に係る特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

(申出の承諾等)

第四条の二 機構は、次に掲げる場合を除いては、特定介護保険施設等又は申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

一・二 (略)

2 機構が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る特定介護保険施設等又は申出施設等は、当該申出のあつた日において特定介護保険施設等又は申出施設等となつたものとみなす。

3 (略)

(契約の解除)

第六条 (略)

2・4 (略)

5 共済契約者は、その経営する特定介護保険施設等又は申出施設等の業務に従事するすべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解

6・7 (略)

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるものに係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。

除することができる。

6・7 (略)

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるもの及び特定介護保険施設等職員であるもの（社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事することを要する者として政令で定めるものに限る。）に係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。

(6) 第六条第十項の規定による同条第二項の読替

(傍線の部分は読替部分)

○ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令案（平成二十六年七月二十二日付）

読 替 後		読 替 前	
<p>第二条第一項</p>	<p>次に掲げる施設</p>	<p>第二条第一項</p>	<p>次に掲げる施設</p>
<p>子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第 号。以下</p>		<p>子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第 号。以下</p>	
<p>（幼保連携型認定こども園を設置しようとする学校法人等に係る共済契約に関する経過措置） 第六条（略）</p> <p>2 前項の場合における新共済法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		<p>（幼保連携型認定こども園を設置しようとする学校法人等に係る共済契約に関する経過措置） 第六条（略）</p> <p>2 前項の場合における旧共済法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる旧共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	

「経過措置政令」とい
う。）第六条第九項に
規定する幼保連携型認
定こども園（学校法人
（私立学校法（昭和二
十四年法律第二百七十
号）第三条に規定する
学校法人をいう。以下
同じ。）が同項に規定
する元公布時社福経営
共済施設又は元施行時
社福経営共済施設であ
る児童福祉法（昭和二
十二年法律第六十四
号）第三十五条第四項
の規定による認可を受
けた保育所を廃止して
就学前の子どもに関す
る教育、保育等の総合
的な提供の推進に關す
る法律（平成十八年法
律第七十七号）第十七
条第一項の規定による

「経過措置政令」とい
う。）第五条第十八号
に規定する元公布時社
福経営共済施設である
児童福祉法（昭和二十
二年法律第六十四号
）第三十五条第四項の
規定による認可を受け
た保育所

<p>第二条第五項</p>		<p>第二条第四項</p>
<p>、特定社会福祉事業又</p>	<p>社会福祉施設、特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等以外の施設又は事業</p>	<p>社会福祉施設、特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等以外の施設又は事業</p>
<p>又は特例幼保連携型認</p>	<p>又は特例幼保連携型認</p>	<p>特例幼保連携型認定こども園（経過措置政令第六条第九項に規定する幼保連携型認定こども園（学校法人が同項に規定する元公布時社福経営共済施設又は元施行時社福経営共済施設である学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園を廃止して就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十七条第一項の規定による認可を受けたものに限る。）をいう。以下同じ。）</p>
<p>第二条第五項</p>		<p>第二条第四項</p>
<p>、特定社会福祉事業又</p>	<p>社会福祉施設、特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等以外の施設又は事業</p>	<p>社会福祉施設、特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等以外の施設又は事業</p>
<p>又は特例幼稚園</p>	<p>又は特例幼稚園</p>	<p>特例幼稚園（経過措置政令第五条第十八号に規定する元公布時社福経営共済施設である学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園をいう。以下同じ。）</p>

			第二条第六項	は特定介護保険施設等
			社会福祉施設又は特定社会福祉事業	社会福祉施設
			要する者	要する者（経営者が当該社会福祉施設の経営を開始する日の前日において経過措置政令第 六条第九項 に規定する元公布時社福経営共済施設又は元施行時社福経営共済施設である児童福祉法 第三十五条第四項 の規定による認可を受けた保育所の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）
			第二条第八項	定こども園
			、特定社会福祉事業、特定介護保険施設等又は申出施設等	又は申出施設等
			又は特定介護保険施設等職員以外のもの	以外のもの（経営者が当該申出施設等の経営を開始する日の前日に

			第二条第六項	は特定介護保険施設等
			社会福祉施設又は特定社会福祉事業	社会福祉施設
			要する者	要する者（経営者が当該社会福祉施設の経営を開始する日の前日において経過措置政令第 五条第十八号イ に規定する廃止された旧保育所の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）
			第二条第八項	
			、特定社会福祉事業、特定介護保険施設等又は申出施設等	又は申出施設等
			又は特定介護保険施設等職員以外のもの	以外のもの（経営者が当該申出施設等の経営を開始する日の前日に

<p>項並びに第六 条第五項</p>	<p>第十八条</p>	<p>もの及び特定介護保険 施設等職員であるもの (社会福祉施設又は特 定社会福祉事業の業務 に相当程度従事するこ とを要する者として政 令で定めるものに限る 。)</p>	<p>もの</p>
<p>項並びに第六 条第五項</p>	<p>第十八条</p>	<p>もの及び特定介護保険 施設等職員であるもの (社会福祉施設又は特 定社会福祉事業の業務 に相当程度従事するこ とを要する者として政 令で定めるものに限る 。)</p>	<p>もの</p>

(7) 第六条第十項において準用する同条第二項の規定による子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の社会福祉施設職員退職手当共済法の読替

(波線の部分は当然読替部分、傍線の部分は読替規定による読替部分)

○ 社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）

読 替 後	読 替 前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第 号。以下「経過措置政令」という。）第六条第九項に規定する幼保連携型認定こども園（学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）が同項に規定する元公布時社福経営共済施設又は元施行時社福経営共済施設である児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所を廃止して就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第一項の規定による認可を受けたものに限る。）をいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二の二 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推</p>

三〇六 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が経営する特例幼児保連携型認定こども園（経過措置政令第六条第九項に規定する幼児保連携型認定こども園）（学校法人が同項に規定する元公布時社福経営共済施設又は元施行時社福経営共済施設である学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園を廃止して就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十七条第一項の規定による認可を受けたものに限る。）をいう。以下同じ。）のうち当該共済契約者が機構に申し出たものであつて第四条の二第一項の規定により機構が承諾したものという。

5 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設又は特例幼児保連携型認定こども園を経営する学校法人をいう。

6 この法律において「社会福祉施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設の業務に常時従事することを要する者（経営者が当該社会福祉施設の経営を開始する日の前日において経過措置政令第六条第九項に規定する元公布時社福経営共済施設又は元施行時社福経営共済施設である児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）をいう。ただし、一

進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第一項の規定による認可を受けた幼児保連携型認定こども園

三〇六 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が経営する社会福祉施設、特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等以外の施設又は事業のうち当該共済契約者が機構に申し出たものであつて第四条の二第一項の規定により機構が承諾したものという。

5 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等を経営する社会福祉法人をいう。

6 この法律において「社会福祉施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に常時従事することを要する者をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。次項ただし書及び第八項ただし書において同じ。）を除く。

年未満の期間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。次項ただし書及び第八項ただし書において同じ。）を除く。

7 (略)

8 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設又は申出施設等（以下「共済契約対象施設等」という。）の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員以外のもの（経営者が当該申出施設等の経営を開始する日の前日において経過措置政令第六条第九項に規定する元公布時社福経営共済施設又は元施行時社福経営共済施設である学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

9 この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより機構に掛金を納付することを約し、機構が、その経営者の使用する社会福祉施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。

10 (略)

11 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される社会福祉施設等職員及び申出施設等職員をいう。

7 (略)

8 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設、特定社会福祉事業、特定介護保険施設等又は申出施設等（以下「共済契約対象施設等」という。）の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員又は特定介護保険施設等職員以外のものをいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

9 この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより機構に掛金を納付することを約し、機構が、その経営者の使用する社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。

10 (略)

11 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員をいう。

12 社会福祉施設の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がある変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がある変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の経営者に係る被共済職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

13 申出施設等である施設の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がある変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がある変更時に当該施設について第四項の規定による申出をしたときは、変更前の経営者に係る申出施設等職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

(申出の承諾等)

第四条の二 機構は、次に掲げる場合を除いては、申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

一・二 (略)

2 機構が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る申出施設等は、当該申出のあつた日において申出施設等となつたものと

12 社会福祉施設又は特定社会福祉事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がある変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がある変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の経営者に係る被共済職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

13 特定介護保険施設等又は申出施設等である施設又は事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がある変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がある変更時に当該施設又は事業について第三項又は第四項の規定による申出をしたときは、変更前の経営者に係る特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

(申出の承諾等)

第四条の二 機構は、次に掲げる場合を除いては、特定介護保険施設等又は申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

一・二 (略)

2 機構が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る特定介護保険施設等又は申出施設等は、当該申出のあつた日において特

<p>みなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 共済契約者は、その経営する<u>申出施設等の業務に従事するすべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。</u></p> <p>6・7 (略)</p> <p>(国の補助)</p> <p>第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち<u>社会福祉施設等職員であるもの</u>に係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。</p>	<p>定介護保険施設等又は申出施設等となつたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 共済契約者は、その経営する<u>特定介護保険施設等又は申出施設等の業務に従事するすべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。</u></p> <p>6・7 (略)</p> <p>(国の補助)</p> <p>第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち<u>社会福祉施設等職員であるもの及び特定介護保険施設等職員であるもの</u>（社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事することを要する者として政令で定めるものに限る。）に係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。</p>
---	--

(8) 第六条第十二項の規定による同条第二項の読替

(傍線の部分は読替部分)

○ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令案（平成二十六年七月二十二日付）

		読 替 後	読 替 前
<p>第二条第一項</p>	<p>次に掲げる施設</p>	<p>子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第 号。以下</p>	<p>子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第 号。以下</p>
<p>（幼保連携型認定こども園を設置しようとする学校法人等に係る共济契約に関する経過措置）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 前項の場合における新共済法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		<p>（幼保連携型認定こども園を設置しようとする学校法人等に係る共济契約に関する経過措置）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 前項の場合における旧共済法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる旧共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	

<p>第二條第四項</p>	
<p>社会福祉施設、特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等以外の施設</p>	
<p>特例幼稚園（経過措置政令） 第六條第十一項に規定</p>	<p>「経過措置政令」という。第六條第十一項に規定する幼保連携型認定こども園（社会福祉法人が経過措置政令第六條第十一項第一号に掲げる施設を廃止して、学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十条第一項の規定による認可を受けたものに限る。）</p>
<p>第二條第四項</p>	
<p>社会福祉施設、特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等以外の施設</p>	
<p>特例幼稚園（経過措置政令第五條第十八号に規定する元公布時福祉</p>	<p>「経過措置政令」という。第五條第十八号に規定する元公布時福祉経営共済施設である児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五條第四項の規定による認可を受けた保育所</p>

	設又は事業	<p>する幼保連携型認定こども園（社会福祉法人が経過措置政令第六条第十一項第二号に掲げる施設を廃止して、学校法人が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十七条第一項の規定による認可を受けたものに限る。）をいう。以下同じ。）</p>	第二条第五項	<p>、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等は</p>	第二条第六項	<p>社会福祉施設又は特定社会福祉事業</p>		<p>要する者</p>	<p>要する者（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律</p>
	設又は事業	<p>経営共済施設である学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園をいう。以下同じ。）</p>	第二条第五項	<p>、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等は</p>	第二条第六項	<p>社会福祉施設又は特定社会福祉事業</p>		<p>要する者</p>	<p>要する者（経営者が当該社会福祉施設の経営を開始する日の前日において経過措置政令第五条第十八号イに規定する廃止された旧保育</p>

	<p>第二條第八項</p>
<p>、特定社会福祉事業、 特定介護保険施設等又 は申出施設等</p>	<p>又は特定介護保険施設 等職員以外のもの</p>
<p>の施行に伴う関係法律 の整備等に関する法律 (平成二十四年法律第 六十七号)の施行の日 (以下「整備法の施行 日」という。)の前日 から経営者が当該社会 福祉施設の経営を開始 する日の前日までの間 、経過措置政令第六條 第十一項第一号に掲げ る施設の業務に常時従 事することを要する被 共済職員であつたもの に限る。)</p>	<p>又は申出施設等 以外のもの(整備法の 施行日の前日から経営 者が当該申出施設等の 経営を開始する日の前 日までの間、経過措置</p>
	<p>第二條第八項</p>
<p>、特定社会福祉事業、 特定介護保険施設等又 は申出施設等</p>	<p>又は特定介護保険施設 等職員以外のもの</p>
<p>所の業務に常時従事す ることを要する被共済 職員であつたものに 限る。)</p>	<p>又は申出施設等 以外のもの(経営者が 当該申出施設等の経営 を開始する日の前日に おいて当該申出施設等 の業務に常時従事する</p>

第十八条	第四條の二第一項及び第二項並びに第六條第五項	特定介護保険施設等又は申出施設等	特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員	第三項又は第四項	施設又は事業	は申出施設等	特定介護保険施設等又は申出施設等	社会福祉事業	社会福祉施設又は特定社会福祉施設	職員及び	、特定介護保険施設等及び	政令第六條第十一項第二号に掲げる施設の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）

第十八条	第四條の二第一項及び第二項並びに第六條第五項	特定介護保険施設等又は申出施設等	特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員	第三項又は第四項	施設又は事業	は申出施設等	特定介護保険施設等又は申出施設等	社会福祉事業	社会福祉施設又は特定社会福祉施設	職員及び	、特定介護保険施設等及び	ことを要する被共済職員であつたものに限る。）

に相当程度従事すること
を要する者として政
令で定めるものに限る
。

に相当程度従事すること
を要する者として政
令で定めるものに限る
。

(9) 第六条第十二項において準用する同条第二項の規定による子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の社会福祉施設職員退職手当共済法の読替

(波線の部分は当然読替部分、傍線の部分は読替規定による読替部分)

○ 社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）

読 替 後	読 替 前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第 号）以下「経過措置政令」という。）第六条第十一項に規定する幼保連携型認定こども園（社会福祉法人が経過措置政令第六条第十一項第一号に掲げる施設を廃止して、学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第一項の規定による認可を受けたものに限る。）をいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二の二 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第一項の規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園</p>

三〇六 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が経営する特例幼保連携型認定こども園（経過措置政令第六条第十一項に規定する幼保連携型認定こども園（社会福祉法人が経過措置政令第六条第十一項第二号に掲げる施設を廃止して、学校法人が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十七条第一項の規定による認可を受けたものに限る。）をいう。以下同じ。）のうち当該共済契約者が機構に申し出たものであつて第四条の二第一項の規定により機構が承諾したものをいう。

5 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設又は特例幼保連携型認定こども園を経営する学校法人をいう。

6 この法律において「社会福祉施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設の業務に常時従事することを要する者（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日（以下「整備法の施行日」という。）の前日から経営者が当該社会福祉施設の経営を開始する日の前日までの間、経過措置政令第六条第十一項第一号に掲げる施設の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。次項ただし書及び第八

三〇六 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が経営する社会福祉施設、特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等以外の施設又は事業のうち当該共済契約者が機構に申し出たものであつて第四条の二第一項の規定により機構が承諾したものをいう。

5 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等を経営する社会福祉法人をいう。

6 この法律において「社会福祉施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に常時従事することを要する者をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。次項ただし書及び第八項ただし書において同じ。）を除く。

項ただし書において同じ。)を除く。

7 (略)

8 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設又は申出施設等(以下「共済契約対象施設等」という。)の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員以外のもの(整備法の施行日の前日から経営者が当該申出施設等の経営を開始する日の前日までの間、経過措置政令第六条第十一項第二号に掲げる施設の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。)をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

9 この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより機構に掛金を納付することを約し、機構が、その経営者の使用する社会福祉施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。

10 (略)

11 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される社会福祉施設等職員及び申出施設等職員をいう。

12 社会福祉施設の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の経営者に係る被共済職員で引き続き変更後の経営者に係

7 (略)

8 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設、特定社会福祉事業、特定介護保険施設等又は申出施設等(以下「共済契約対象施設等」という。)の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員又は特定介護保険施設等職員以外のものをいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

9 この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより機構に掛金を納付することを約し、機構が、その経営者の使用する社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。

10 (略)

11 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員をいう。

12 社会福祉施設又は特定社会福祉事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の経営者に係る被共済職員で引き続き

る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

13 申出施設等である施設の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時に当該施設について第四項の規定による申出をしたときは、変更前の経営者に係る申出施設等職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

(申出の承諾等)

第四条の二 機構は、次に掲げる場合を除いては、申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

一・二 (略)

2 機構が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る申出施設等は、当該申出のあつた日において申出施設等となつたものとみなす。

3 (略)

き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

13 特定介護保険施設等又は申出施設等である施設又は事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時に当該施設又は事業について第三項又は第四項の規定による申出をしたときは、変更前の経営者に係る特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

(申出の承諾等)

第四条の二 機構は、次に掲げる場合を除いては、特定介護保険施設等又は申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

一・二 (略)

2 機構が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る特定介護保険施設等又は申出施設等は、当該申出のあつた日において特定介護保険施設等又は申出施設等となつたものとみなす。

3 (略)

(契約の解除)

第六条 (略)

254 (略)

5 共済契約者は、その経営する申出施設等の業務に従事するすべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

6・7 (略)

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるものに係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。

(契約の解除)

第六条 (略)

254 (略)

5 共済契約者は、その経営する特定介護保険施設等又は申出施設等の業務に従事するすべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

6・7 (略)

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるもの及び特定介護保険施設等職員であるもの（社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事することを要する者として政令で定めるものに限る。）に係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。

(10) 第六条第十四項の規定による同条第二項の読替

(傍線の部分は読替部分)

○ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令案（平成二十六年七月二十二日付）

読 替 後		読 替 前	
<p>第二条第一項</p>	<p>次に掲げる施設</p>	<p>第二条第一項</p>	<p>次に掲げる施設</p>
<p>子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第 号。以下</p>		<p>子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第 号。以下</p>	
<p>（幼保連携型認定こども園を設置しようとする学校法人等に係る共济契約に関する経過措置） 第六条（略）</p> <p>2 前項の場合における新共済法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		<p>（幼保連携型認定こども園を設置しようとする学校法人等に係る共济契約に関する経過措置） 第六条（略）</p> <p>2 前項の場合における旧共済法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる旧共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	

「経過措置政令」とい
う。）第六條第十三項
に規定するみなし幼保
連携型認定こども園（
同項に規定する元公布
時社福経営共済施設で
ある児童福祉法（昭和
二十二年法律第六十四
四号）第三十五條第四
項の規定による認可を
受けた保育所で構成さ
れる就学前の子どもに
関する教育、保育等の
総合的な提供の推進に
関する法律の一部を改
正する法律（平成二十
四年法律第六十六号。
以下「一部改正法」と
いう。）附則第三條第
一項に規定する幼保連
携施設（以下「幼保連
携施設」という。）に
ついて一部改正法附則

「経過措置政令」とい
う。）第五條第十八号
に規定する元公布時社
福経営共済施設である
児童福祉法（昭和二十
二年法律第六十四号
）第三十五條第四項の
規定による認可を受け
た保育所

	<p>第二条第四項</p>	<p>第三条第一項の規定により就学前の子どもに 関する教育、保育等の 総合的な提供の推進に 関する法律（平成十八 年法律第七十七号）第 十七条第一項の規定に よる設置の認可があつ たものとみなされたも のに限る。）</p>
	<p>社会福祉施設、特定社 会福祉事業及び特定介 護保険施設等以外の施 設又は事業</p>	<p>特例みなし幼保連携型 認定こども園（経過措 置政令第六条第十三項 に規定するみなし幼保 連携型認定こども園（ 同項に規定する元公布 時社福経営共済施設で ある学校教育法（昭和 二十二年法律第二十六 号）第四条第一項の規 定による認可を受けた 幼稚園で構成される幼 保連携施設について一</p>
	<p>第二条第四項</p>	<p>特例幼稚園（経過措置 政令第五条第十八号に 規定する元公布時社福 経営共済施設である学 校教育法（昭和二十二 年法律第二十六号）第 四条第一項の規定によ る認可を受けた幼稚園 をいう。以下同じ。）</p>
	<p>社会福祉施設、特定社 会福祉事業及び特定介 護保険施設等以外の施 設又は事業</p>	

	<p>第二条第八項</p>
	<p>、特定社会福祉事業、 特定介護保険施設等又 は申出施設等</p> <p>又は特定介護保険施設 等職員以外のもの</p>
<p>六十七号)の施行の日 (以下「整備法の施行 日」という。)の前日 において経過措置政令 第六条第十三項に規定 する元公布時社福経営 共済施設である児童福 祉法第三十五条第四項 の規定による認可を受 けた保育所の業務に常 時従事することを要す る被共済職員であつた ものに限る。)</p>	<p>又は申出施設等</p> <p>以外のもの(整備法の 施行日の前日において 経過措置政令第六条第 十三項に規定する元公 布時社福経営共済施設 である学校教育法第四 条第一項の規定による</p>
	<p>第二条第八項</p>
	<p>、特定社会福祉事業、 特定介護保険施設等又 は申出施設等</p> <p>又は特定介護保険施設 等職員以外のもの</p>
<p>る。)</p>	<p>又は申出施設等</p> <p>以外のもの(経営者が 当該申出施設等の経営 を開始する日の前日に おいて当該申出施設等 の業務に常時従事する ことを要する被共済職 員であつたものに限る</p>

第十八条	第四条の二第一項及び第二項並びに第六条第五項	特定介護保険施設等又は申出施設等	特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員	第三項又は第四項	施設又は事業	は申出施設等	特定介護保険施設等又は申出施設等	社会福祉事業	社会福祉施設又は特定職員及び	第二条第九項及び第十一項	、特定介護保険施設等)	認可を受けた幼稚園の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。

第十八条	第四条の二第一項及び第二項並びに第六条第五項	特定介護保険施設等又は申出施設等	特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員	第三項又は第四項	施設又は事業	は申出施設等	特定介護保険施設等又は申出施設等	社会福祉事業	社会福祉施設又は特定職員及び	第二条第九項及び第十一項	、特定介護保険施設等))

に相当程度従事すること
を要する者として政
令で定めるものに限る
。

に相当程度従事すること
を要する者として政
令で定めるものに限る
。

(11) 第六条第十四項において準用する同条第二項の規定による子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の社会福祉施設職員退職手当共済法の読替

(波線の部分は当然読替部分、傍線の部分は読替規定による読替部分)

○ 社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）

<p style="text-align: center;">読 替 後</p>	<p style="text-align: center;">読 替 前</p>
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第 号。以下「経過措置政令」という。）第六条第十三項に規定するみなし幼保連携型認定こども園（同項に規定する元公布時社福経営共済施設である児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所で構成される就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）附則第三条第一項に規定する幼保連携施設（以下「幼保連携施設」という。）について一部改正法附則第三条第一項の規定により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第十七条第一項の規定による設置の認可があつた</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p>

ものとみなされたものに限る。)をいう。

一・二 (略)

二の二 (略)

三〇六 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が経営する特
例みなし幼保連携型認定こども園(経過措置政令第六条第十三項に
規定するみなし幼保連携型認定こども園(同項に規定する元公布時
社福経営共済施設である学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号
)第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園で構成される幼保
連携施設について一部改正法附則第三条第一項の規定により就学前
の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
の一部を改正する法律第十七条第一項の規定による設置の認可があ
つたものとみなされたものに限る。)をいう。以下同じ。)のうち
当該共済契約者が機構に申し出たものであつて第四条の二第一項の
規定により機構が承諾したものをいう。

5 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設又は特例みなし
幼保連携型認定こども園を経営する学校法人をいう。

6 この法律において「社会福祉施設等職員」とは、経営者に使用さ
れ、かつ、その者の経営する社会福祉施設の業務に常時従事するこ
とを要する者(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する

一・二 (略)

二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推
進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十七条第一項の
規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園

三〇六 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が経営する社
会福祉施設、特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等以外の施設
又は事業のうち当該共済契約者が機構に申し出たものであつて第四
条の二第一項の規定により機構が承諾したものをいう。

5 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設、特定社会福祉
事業又は特定介護保険施設等を経営する社会福祉法人をいう。

6 この法律において「社会福祉施設等職員」とは、経営者に使用さ
れ、かつ、その者の経営する社会福祉施設又は特定社会福祉事業の
業務に常時従事することを要する者をいう。ただし、一年未満の期

教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日（以下「整備法の施行日」という。）の前日において経過措置政令第六条第十三項に規定する元公布時社福経営共済施設である児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた保育所の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。次項ただし書及び第八項ただし書において同じ。）を除く。

7 (略)

8 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設又は申出施設等（以下「共済契約対象施設等」という。）の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員以外のもの（整備法の施行日の前日において経過措置政令第六条第十三項に規定する元公布時社福経営共済施設である学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けた幼稚園の業務に常時従事することを要する被共済職員であつたものに限る。）をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

9 この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより機構に掛金を納付することを約し、機構が、その経営者の使用する社会福祉施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給すること

間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。次項ただし書及び第八項ただし書において同じ。）を除く。

7 (略)

8 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設、特定社会福祉事業、特定介護保険施設等又は申出施設等（以下「共済契約対象施設等」という。）の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員又は特定介護保険施設等職員以外のものをいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

9 この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより機構に掛金を納付することを約し、機構が、その経営者の使用する社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより

を約する契約をいう。

10 (略)

11 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される社会福祉施設等職員及び申出施設等職員をいう。

12 社会福祉施設の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の経営者に係る被共済職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

13 申出施設等である施設の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時に当該施設について第四項の規定による申出をしたときは、変更前の経営者に係る申出施設等職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

(申出の承諾等)

第四条の二 機構は、次に掲げる場合を除いては、申出施設等に係る

退職手当金を支給することを約する契約をいう。

10 (略)

11 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員をいう。

12 社会福祉施設又は特定社会福祉事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の経営者に係る被共済職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

13 特定介護保険施設等又は申出施設等である施設又は事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時に当該施設又は事業について第三項又は第四項の規定による申出をしたときは、変更前の経営者に係る特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

(申出の承諾等)

第四条の二 機構は、次に掲げる場合を除いては、特定介護保険施設

共済契約者の申出を承諾しなければならない。

一・二 (略)

2 機構が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る申出施設等は、当該申出のあつた日において申出施設等となつたものとみなす。

3 (略)

(契約の解除)

第六条 (略)

2～4 (略)

5 共済契約者は、その経営する申出施設等の業務に従事するすべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

6・7 (略)

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるものに係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。

等又は申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

一・二 (略)

2 機構が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る特定介護保険施設等又は申出施設等は、当該申出のあつた日において特定介護保険施設等又は申出施設等となつたものとみなす。

3 (略)

(契約の解除)

第六条 (略)

2～4 (略)

5 共済契約者は、その経営する特定介護保険施設等又は申出施設等の業務に従事するすべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

6・7 (略)

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるもの及び特定介護保険施設等職員であるもの（社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事することを要する者として政令で定めるものに限る。）に係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところ

ろにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。